

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第一種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇ 条例 鳥取県税条例の一部改正
- 鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例の一部改正
- 鳥取県温泉審議会条例の一部改正
- 鳥取県職業訓練所設置条例
- 鳥取県積駒売買取締条例の一部改正
- 宅地建物取引業者登録手数料条例の一部改正
- 鳥取県営住宅管理条例の一部改正
- 結核病、ブルセラ病、肝ていつ検査並びに駆除及び豚コレラ予防注射の実施
- 土地改良事業の認可申請にかかる決定及び縦覧
- ◇ 告示 種畜証明書の交付
- 教育職員免許状の授与
- 米飯提供業者の登録
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇ 公告 クリーニング師試験の実施

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十三年六月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十三号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

- 第百二十五条各号を次のように改める。
- 一 甲種狩獵免許を受ける者及び乙種狩獵免許を受ける者のうち、次号に規定する以外のもの

三千六百円

- 二 甲種狩獵免許を受ける者及び乙種狩獵免許を受ける者のうち、当該年度の初日の属する年の前年分の所得について所得税法第九条に規定する総所得金額が同法第十一条の四から第十二条までに規定する控除額の合計額に満たないもの又は農業を主たる生業

とする者でもつばら自家努力によつてこれを行うもの
の
三 丙種狩猟免許を受ける者 千八百円
九百円
第二百二十八条第一項中「第二百五条第一号」を「第
百二十五条第二号」に改める。

附 則

この条例は、昭和三十三年七月一日から施行する。

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例
の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十三年六月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十四号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、

手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例
(昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号)の一部を
次のように改正する。

別表 医療の部中

「エックス線間接撮影 二二円 一枚につき(三五ミ
リメートル)」の次に「エックス線間接撮影 二二円
一枚につき(穴なし三五ミリメートル)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県温泉審議会条例の一部を改正する条例をここに公
布する。

昭和三十三年六月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十五号

鳥取県温泉審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県温泉審議会条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第
四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「官吏又は吏員」を「職員」に改め、
同条第二項中「二箇年」とし、関係行政庁の職員のうちか
ら任命又は委嘱された委員の任期はその職にある期間と

する。」を「二箇年とする。ただし、補欠委員の任期は、
前任者の残任期間とする。」に改め、同条第四項中「前
二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同
条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項
を加える。

3 関係行政庁の職員のうちから任命又は委嘱された委
員の任期は、前項の規定にかかわらず、その職にある
期間とする。

第四条第一項中「会長」の下に「および副会長一人」
を加え、同条第二項中「会長」の下に「および副会長」
を加え、同条第四項中「委員のうちからあらかじめ互選
された者」を「副会長」に改める。

第六条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(雑則)

第八条 この条例で定めるもののほか、審議会の運営に
関し必要な事項は審議会が定める。
第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加え
る。

(招集)

第五条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は知事から意見を求められたとき、又は会長
が必要と認めるときに招集する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県職業訓練所設置条例をここに公布する。

昭和三十三年六月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十六号

鳥取県職業訓練所設置条例

(設置)

第一条 職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号)
第五条の規定に基き、求職者に対する基礎的な技能に
関する職業訓練等を行うため、職業訓練所を設置す
る。

2 職業訓練所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鳥取県鳥取職業訓練所	鳥取市
鳥取県米子職業訓練所	米子市
鳥取県倉吉職業訓練所	倉吉市

(委任)

第二条 職業訓練所の訓練職種、訓練生定員、訓練期間その他必要な事項は、職業訓練法の規定による職業訓練計画及び公共職業訓練の基準に従つて知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、職業訓練法の施行の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に従前の公共職業補導所において職業補導を受けている者は、職業訓練所において職業訓練を受けるものとなり、従前の職業補導を受けた期間は、職業訓練の期間に通算する。

鳥取県贖売買取締条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十三年六月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十七号

鳥取県贖売買取締条例の一部を改正する
条例

鳥取県贖売買取締条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「鳥取県家畜市場条例」を「家畜取引法（昭和三十一年法律第二百三十三号）」に改める。

第四条中「第三条」を「前条」に改める。第五条第一項中「別記様式第一号」を「様式第一号」に改め、同条第二項中「別記雛形の」を「様式第二号による」に改める。

第八条及び第九条を削る。

第十条中「及び」を「又は」に、「罰金を科する。」を「罰金に処する。」に改め、同条を第八条とする。

様式第二号から様式第三号の二までを削り、「別記雛形」を「様式第二号」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

宅地建物取引業者登録手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十三年六月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十八号

宅地建物取引業者登録手数料条例の一部を
改正する条例

宅地建物取引業者登録手数料条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

宅地建物取引業者登録等手数料条例

第一条を次のように改める。

(総則)

第一条 宅地建物取引業法（以下「法」という。）第三
条又は第十一条の三第一項の規定による登録又は試験

を受けようとする者は、この条例の定めるところにより手数料を納付しなければならない。
第二条第二号の次に次の一号を加える。

三 法第十一条の三第三項の規定による受験手数料

五百円

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 宅地建物取引業法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第三百三十一号）附則第三項の規定において準用する法第十一条の三第三項の規定に基づく選考手数料は五百円とし、この条例による改正後の条例第一条の規定を準用する。

鳥取県営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十三年六月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十九号

告示

鳥取県告示第二百八十号

次のように結核病、ブルセラ病、肝てつ、検査並びに駆除及び豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、牛及び豚の所有者に対して検査並びに注射及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十三年六月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ、並びに豚コレラ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病、ブルセラ病検査……搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。ただし生後六箇月分娩前一箇月及び分娩後十日以内のものを除く。

鳥取県管住宅管理条例の一部を改正する条例
鳥取県管住宅管理条例（昭和二十六年十二月鳥取県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。
第七条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、以下順次一項づつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

肝てつ、検査及び駆除……牛。ただし、生後三箇月以内分娩前後一箇月以内のものを除く。
豚コレラ予防注射……豚。ただし生後四十日及び分娩前後一箇月以内のものを除く。
四 実施の期日 別表のとおり
五 検査及び注射駆除の方法
結核病検査……皮内注射法
ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応、試験管凝集反応
肝てつ、検査……皮内注射反応、虫卵検査法
肝てつ、駆除……ヘキサクロエタン製剤投与
豚コレラ予防注射……豚コレラ予防液皮下注射

別表

一 結核病、ブルセラ病、肝てつ、検査及び駆除

実施月日	実施区域	実施場所
第一次 第二次		
六月二十三日 六月二十六日	東伯郡東伯町上法万	上法万家畜検査場

二十四日	二十七日	杉地	杉地
二十五日	二十八日	上光好	上光好
二十七日	三十日	下光好	下光好
三十日	七月三日	森藤	森藤
七月一日	四日	東伯町平和開拓	平和開拓
二日	五日	大栄町東千穂	
六日	九日	東伯町杉下	杉下
九日	十二日	鋤	下郷
十一日	十四日	美好	下郷
十二日	十五日	下大江	下郷
十三日	十六日	公文	公文
十四日	十七日	山田	上郷
十五日	十八日	大杉	上郷
十六日	十九日	野田	福長
十八日	二十一日	三保	三保
		倉坂	倉坂
		伊勢野	上伊勢
		上伊勢	上伊勢
		中尾	齊尾

十九日	二十二日	東伯郡東伯町金屋	金屋
二十日	二十三日	保田越	保
二十一日	二十四日	徳万丸尾、金市	保
二十二日	二十五日	八橋	八橋
二十五日	二十八日	岩船	岩船
二十八日	三十一日	笠見	笠見
二十九日	八月一日	由良町大谷	大谷
三十日	二日	妻波	妻波
八月一日	四日	別所	別所
二日	五日	大栄町栄	西高尾
二 豚コレラ予防注射			
実施期日	実施区域	実施場所	備考
七月一日	倉吉市小鴨	同上	各豚舎巡回注射
二日	西郷		
三日	上井		
四日	倉吉		

鳥取県告示第二百八十一号
 東伯郡北条町から、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、町の行う土地改良事業の認可申請があつたので、当該土地改良事業計画（農道）につき、詳細な審査を行った結果、右申請を適当と決定した。よつて、次のように縦覧に供する。

昭和三十三年六月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称
 土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和三十三年六月二十五日から同年七月十四日まで

三 縦覧の場所

東伯郡北条町役場

四 異議の申立

利害関係人において、公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつ

て知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百八十二号

次の種畜について、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項の規定により、種畜証明書が交付された。

昭和三十三年六月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

種畜証明書番号	名前	種類	生年月日	血統	成績	飼養者住所氏名
昭和三十三年鳥取二第四七号	崇海	アノ種	二五、五、八	父 オストロゴート	母 玄世	二級 西伯郡名和町 荒松 安正

鳥取県告示第二百八十三号

次の者に対し教育職員免許状を授与した。

昭和三十三年六月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

免許状の種類	番号	氏名	本籍地	授与年月日
幼稚園助教諭免許状	昭三三幼助第二号	三村タケ子	鳥取県東伯郡羽合町田後	昭和三十三年六月二十日

鳥取県告示第二百八十四号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四の規定に基き、昭和三十三年六月十七日次の者に対し米飯提供業者の業者登録をした。

昭和三十三年六月二十四日

鳥取県知事 藤 茂

登録番号	登録年月日	氏名	屋号又は名称	住 所	営業所の所在地	営業の種類
六九八	昭三三、六、一七	亀井きく江	万よし	倉吉市仲ノ町七六六	住所に同じ	一般食堂
六九九	"	松村まつ子	江戸前寿司	鳥取市瓦町一二四ノ九	"	"
七〇〇	"	岸田 りか	いなば屋	"	吉方五〇四ノ二	鳥取市東品治町一一三ノ一
七〇一	"	足羽 歳子	江戸ッ子	米子市末広町一六	住所に同じ	"
七〇二	"	齊木 秀子	有限会社浜家	"	皆生一、九五八	旅 館
七〇三	"	野坂 康久	有限会社十字架	"	東倉吉町六六	米子市角盤町二ノ六一 米子市公会堂
七〇四	"	山元 春代	"	鳥取市東品治町一二	住所に同じ	"
七〇五	"	齊木 満雄	満華食堂	"	瓦町一二四ノ九	"

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十一号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年六月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 稜

一 日 時 昭和三十三年七月二日 午前十一時

二 場 所 鳥取県教育委員会 会議室

三 協議題 1 昭和三十三年度高等学校整備計画につ

いて

2 昭和三十四年度高等学校使用教科用図

書の採択について

3 定例報告

4 その他

公 告

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七
条の規定に基きクリーニング師試験を次のとおり施行す

る。

昭和三十三年六月二十四日

鳥取県知事 藤 茂

一 日時及び場所

① 学科試験

日 時 昭和三十三年七月十五日 午前八時三十分

場 所 鳥取市二階町四丁目 鳥取保健所

② 実地試験

日 時 昭和三十三年七月十五日 午後一時

場 所 鳥取市藪片原町 明日屋クリーニング店

二 受験資格

旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による

国民学校高等科を修了した者。旧中学校令（昭和十八

年勅令第三十六号）による中等学校の二年課程を終つ

た者。

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七

条に規定する者又は厚生大臣がこれらの者と同等以上

の学力があると認めたる者。

三 出願期日及び提出書類

受験希望者は、昭和三十三年七月七日（月曜日）までに次の書類を所轄の保健所に提出すること。

- (1) 受験願書（別記）
 - (2) 履歴書
 - (3) 第二項に掲げる資格を有することの証明書
 - (4) 戸籍謄本又は戸籍抄本
 - (5) 写真（手札形で出願前六箇月以内に正面脱帽で撮影したもので、裏面に氏名、生年月日を記入すること。）
 - (6) 受験手数料 五百円（鳥取県収入証紙で受験願書にちよう付すること。）
- 四 その他
- (1) 実地試験用としてワイシャツ及びズボン各一枚を各自携帯すること。
 - (2) 出願者には受験票を試験前日までに郵送するので、配達不能にならないよう住所氏名を願書に明記すること。

（別記）

クリーニング師受験願書

本籍地

現住所（だれだれ方まで記入する）

（ふりがなをつける）

氏名

年 月 日生

今回施行されるクリーニング師試験を受験したいので、

関係書類を添えてお願いします。

昭和 年 月 日

右氏 名 印

鳥取県知事 遠藤 茂 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取 鳥取県鳥取市東町取 鳥取県鳥取市東町取 印刷所